

学費の減免に関する規則

2003年12月18日制定

2003年度規則第6号

(趣旨)

第1条 明治大学の学部及び大学院(専門職大学院を含む。以下これらを「本大学」という。)並びに明治大学附属明治高等学校及び明治大学附属明治中学校(以下これらを「付属校」という。)における学費の減免については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「学費」とは、本大学及び付属校(以下「設置学校」という。)の入学金、授業料、専攻指導料、臨床指導料、教育充実料、実験実習料、実習料、休学在籍料、資格課程履修料、科目等履修生履修料、研究指導料、聴講料及び特別聴講料のうち、当該学生・生徒、科目等履修生、聴講生、研究生又は特別聴講学生に係るものをいう。

(休学者の学費の減免)

第3条 本大学の学生が休学するときは、休学在籍料を納入するものとし、休学期間に係るその他の学費(入学金を除く。)は免除する。

2 付属校の生徒が学期を通して休学するときは、当該学期に係る休学在籍料を納入するものとし、当該学期に係るその他の学費(入学金を除く。)は免除する。

(原級者が秋学期授業科目のみを履修する場合の学費の減免)

第4条 本大学の学部(以下「学部」という。)の学生で、卒業単位の不足により原級した者が、当該年度の秋学期授業科目のみを履修する場合に係る学費については、当該年度の学費の2分の1に相当する額とする。

(再入学者の入学金の減免)

第5条 在学する当該設置学校を退学(懲戒による退学を除く。)後、再入学を許可された者に係る入学金については、当該年度の入学金の2分の1に相当する額とする。

(学位論文等提出のための再入学者の学費の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、本大学大学院(以下「大学院」という。)の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程(以下「博士前期課程等」という。)において、修了に必要な単位を修得して退学した者で学位論文(成果報告書又はこれに準ずるものを含む。)の提出のために再入学を許可され

たものに係る入学金は、免除する。

- 2 明治大学大学院学則第48条第2項の規定により、再入学を許可された者に係る授業料については、100,000円とし、その他の学費は免除する。ただし、提出した学位論文の審査が当該年度に終了せず、次年度に及ぶときは、次年度の学費を免除することがある。

(内部編入学者等の入学金の減免)

第7条 明治大学学則第27条の規定により、編入学（明治大学短期大学を卒業した者の編入学を含む。）を許可された者に係る入学金については、当該年度の入学金の2分の1に相当する額とする。

- 2 転科、転専攻又はコース変更（大学院のみ）を許可された者に係る入学金は、免除する。

(科目等履修生の入学金の減免)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者で、学部若しくは明治大学短期大学を卒業し、又は大学院の博士前期課程等若しくは博士後期課程を修了した者に係る入学金については、当該年度の入学金の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前年度に引き続き科目等履修生として入学を許可された者に係る入学金は、免除する。

(聴講生の入学金の減免)

第9条 前条の規定は、聴講生として入学を許可された者に係る入学金について準用する。この場合において、同条中「科目等履修生」とあるのは、「聴講生」と読み替えるものとする。

(研究生の入学金の減免)

第10条 第8条の規定は、研究生として入学を許可された者に係る入学金について準用する。この場合において、同条中「科目等履修生」とあるのは、「研究生」と読み替えるものとする。

- 2 研究生として入学を許可された年度における在学期間が6か月以下である者に係る学費については、当該年度の学費（入学金を除く。）の2分の1に相当する額とする。

(大学院の入学金の減免)

第11条 大学院に入学を許可された者で次の各号のいずれかに該当するものに係る入学金については、当該年度の入学金の2分の1に相当する額とする。

- (1) 学部を卒業した後、博士前期課程等又は博士後期課程に入学する者
- (2) 学部から明治大学大学院学則第40条第1項第9号又は明治大学専

門職大学院学則第39条第9号の規定により博士前期課程等に入学する者

(3) 博士前期課程等を修了した後、他の研究科の博士前期課程等に入学する者

2 博士前期課程等を修了した者で博士後期課程に入学を許可されたものに係る入学金は、免除する。

(大学院留籍者の学費の減免)

第12条 大学院において、標準修業年限を超えて在学する者（以下「留籍者」という。）に係る学費については、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程等の修了に必要な単位数に不足する単位数が8単位以下の留籍者又は学位論文未提出等による留籍者は、当該年度の学費の2分の1に相当する額とする。ただし、実験実習料は全額とする。

(2) 博士後期課程の留籍者は、当該年度の学費の5分の1に相当する額とする。ただし、実験実習料は全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、留籍者(同項各号の要件に該当する者に限る。次項において同じ。)が春学期で修了する場合における学費については、当該各号により算出した学費(実験実習料を含む。)の2分の1に相当する額とする。

3 前項の規定は、春学期中に退学する留籍者及び秋学期から留籍者となる者に係る当該学期の学費について準用する。

(理事会への委任)

第13条 次に掲げる学生・生徒及び入学志願者に係る学費及び検定料の減免については、理事会に委任する。

(1) 天災により被災し、又は事故による被害を受けた場合

(2) その他特別の事情がある場合

附 則 (2003年度規則第6号)

この規則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(通達第1247号)

附 則 (2004年度規則第4号)

(施行期日等)

1 この規則は、2004年(平成16年)9月22日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、文学研究科臨床人間学専攻の設置が文部科学大臣から認可された日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、2005年度(平成17年度)入学者から適用する。

(通達第1311号)(注 大学院入学者に係る入学金減免の取扱いの変更及び学費の定義に「臨床指導費」を追加することに伴う改正)

附 則 (2004年度規則第7号)

この規則は、2005年(平成17年)3月1日から施行する。

(通達第1346号)(注 特別の事情がある場合に学費及び試験料の減免について理事会に委任するための改正)

附 則 (2005年度規則第9号)

この規則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(通達第1423号)(注 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科又は会計専門職研究科の留籍者が半期で修了した場合の学費を当該年度の学費の4分の1に減額することに伴う改正)

附 則 (2006年度規則第15号)

この規則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1525号)(注 学校法人会計基準に準じた勘定科目名称の変更及び短期大学の募集停止に伴う改正)

附 則 (2008年度規則第3号)

この規則は、2008年(平成20年)10月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1732号)(注 専門職大学院学則の制定による大学院の入学金免除に係る引用条文を加えるための改正)

附 則 (2010年度規則第17号)

この規則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(通達第2006号)(注 休学在籍料の新設に伴う改正)

附 則 (2011年度規則第4号)

この規則は、2011年(平成23年)9月30日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第2034号)(注 大学院生のうち半期の期間のみ留籍者となる者の学費の設定に伴う改正)

附 則 (2011年度規則第6号)

この規則は、2011年(平成23年)12月20日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第2043号)(注 大学院学則、法科大学院学則及び専門職大学院学則における入学資格に係る規定の追加に係る規定の追加に伴う改正)

附 則 (2012年度規則第16号)

この規則は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

(通達第2182号)(注 特別聴講学生の創設に伴う改正)

附 則（２０１３年度規則第１４号）

この規則は、２０１４年（平成２６年）４月１日から施行する。
(通達第２２４９号) (注 学期名称の変更に伴う改正)

附 則（２０１４年度規則第５号）

この規則は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。
(通達第２２７９号) (学費納入制度の変更及び学費の改定に伴う改正)

附 則（２０１５年度規則第１６号）

この規則は、２０１６年（平成２８年）４月１日から施行する。
(通達第２３８７号) (注 二部の廃止等に伴う改正)

附 則（２０１６年度規則第１５号）

この規則は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。
(通達第２４５６号) (注 大学院学則、法科大学院学則及び専門職大学院学則の各入学資格の改正に伴う引用規定の改正)

附 則（２０１７年度規則第１９号）

この規則は、２０１８年（平成３０年）４月１日から施行する。
(通達第２５３７号) (注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けること等に伴う改正)